

公的年金などから 市民税・都民税を 引き落としします(特別徴収)

1年目の方および
昨年途中で普通徴収
(納付書または口座
振替) になった方

①引き落とし(特別徴収)
の対象となる方 21年中に公
的年金などの支払いを受けた
方で、22年4月1日において
老齢基礎年金などの支払いを
受けている65歳以上の方。た
だし、次の方は引き落としの
対象とはなりません。

▼22年1月1日
以降、当市に住所
を有しない方(転
出、死亡者など)



▼22年4月1日
において、老齢基礎年金などの
支払い受取額が年間18万円未
満の方 介護保険料が引き落
とし(特別徴収)されない方

▼前年が給与所得者で4月1
日から公的年金などの受給者
になった方 障害年金や遺族
年金のみの受給者の方(課税
対象にならないため)

②引き落とし(特別徴収)
の開始時期 22年10月支払い
分から

③引き落とし(特別徴収)
の対象となる公的年金など Ⅱ
老齢基礎年金、老齢厚生年金
退職共済年金など

④引き落とし(特別徴収)
の対象となる市民税・都民税
Ⅱ公的年金などの年金所得に
係る市民税・都民税のみとな
ります。年金所得のほかに給
与所得や不動産所得など、ほ
かの所得がある場合、これら
の所得に係る市民税・都民税
は従来通り、給与での特別徴
収または普通徴収(納付書ま

たは口座振替) による納付と
なります

⑤徴収方法 Ⅱ6月・8月は
普通徴収(納付書または口座
振替)、10月・12月・2月は公
的年金などからの引き落とし
(特別徴収) になります(左
表参照)

2年目の方

「引き落としの対象となる
方」や「引き落としの対象と
なる公的年金など」引き落とし
の対象となる市民税・都民
税) については、1年目の方
と同様になります。

表1 公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)を開始する年度の徴収

◆例えば、年金に係る税額が1万2,000円の場合

徴収の方法	普通徴収(納付書または口座振替)		特別徴収(年金からの引き落とし)		
	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	年税額の4分の1		年税額の6分の1		
	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円

表2 公的年金などからの市民税・都民税引き落とし(特別徴収)2年目以降の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万3,000円の場合

徴収の方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	2月に徴収した額と同額			年税額から仮徴収分を引いた額		
	2,000円	2,000円	2,000円	2,400円	2,300円	2,300円

※公的年金などからの市民税・都民税の引き落とし(特別徴収)を開始する年度と、引き落とし(特別徴収)が継続する年度では、徴収方法が異なります。

23年度からの個人住民税の変更点

(1) カバードワラントに対する課税方式の見直し
先物取引に係る雑所得などの課税の特例の対象に、金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得および当該カバードワラントに係る差金決済をした場合における雑所得などが加わります。上場カバードワラントは総合課税方式から申告分離課税方式に変更となり、税率は市民税3%・都民税2%になります。

【語句説明】カバードワラントとは、金融機関などが既に発行している株を売買する権利(あらかじめ決められた期日に、決められた株価で取引する権利の取引)を証券化したものです

(2) 個人住民税に係る確定拠出年金に関する改正
企業型確定拠出年金に導入される個人拠出の掛け金は、その全額が小規模企業共済等掛金控除の対象になります。【語句説明】確定拠出年金とは企業年金の一つで、給付があらかじめ確定している確定給付年金と違い、確定額の掛け金が個人ごとに区分され、掛け金とその運用収益をもとに給付額が決まります。公的年金である国民年金と厚生年金に上乗せして支給されます。

詳しくは課税課市民税係(内線2333~2337)へ。

①引き落とし(特別徴収)
の開始時期 22年4月支払い
分から

②徴収方法 Ⅱ21年度が公的
年金などからの引き落としと
22年度も引き続き引き落とし

の場合は、22年4月支払い分
の公的年金などからの引き落
とし(仮徴収)となります

65歳未満の公的年金等
受給者に対する
制度が改正されました
21年度において65歳未満で
公的年金などを支給している

方、公的年金などに係る市
民税・都民税の納付について
普通徴収(納付書や口座振替)
で納めていただきましたが、
22年度の税制改正により、公
的年金などの所得と給与所得
があり、給与所得の市民税・
都民税について給与から引き
落とされている(特別徴収)
方は、公的年金などの所得と
合わせて給与から引き落とし
ができるようになりました。

この改正に伴い、変更を希
望する方は、勤務先の会社の
担当者に申し込みを行って
ください。会社からの特別徴収
への切り替え申請に基づき、
課税課で処理を行います。な
お、給与所得に係る市民税・
都民税の納付方法が普通徴収
となっている方の取り扱いの
変更はありません。

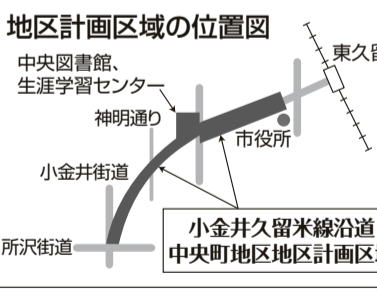
詳しくは同課市民税係(内
線2333~2337)へ。

建築制限条例の 一部を改正します

今年6月21日に小金井久留
米線沿道中央町地区地区計画
が施行されたことに伴い、東
久留米市地区計画の区域内に
おける建築物の制限に関する
条例を一部改正し、11月1日

(月)から施行します。
改正の内容は、同地区計画
の「建築物等に関する事項」
で定められた事項のうち、建
築物の壁面位置や高さの最高
限度など、特に重要な事項を
条例として追加しました。

詳しくは都市計画課土地利
用計画担当 ☎470・776
8へ。



東村山都市計画生産緑地
地区の変更(東久留米市決定)案
の公告と縦覧を行います
【縦覧期間】土曜・日曜日
5時
祝日を除く10月12日(火)・
26日(火)の午前9時~午後
5時
【場所】都市計画課(市役所
5階)
【意見書の提出】都市計画
法の規定により、東久留米市
住民および利害関係者は縦覧
期間満了の日までに意見書を
提出することができます
【意見書の提出先】〒2003
-8555、市役所都市計画
課土地利用計画担当あて郵送
または直接持参してください
詳しくは同課土地利用計画
担当 ☎470・7768へ。

退職者医療制度をご存じですか 国民健康保険の 被保険者証は 2種類です

退職者医療制度は、国民健
康保険の中でも被用者保険
(協会けんぽ、健康保険組合
共済組合など)に加入してい
た退職者本人の加入期間に応
じ、世代間の連帯の理念に基
づき、被用者保険が共同で退
職者本人の医療給付費を負担
しようとする考え方を取り入
れた制度です。また、退職者
の被扶養者に関しても同様で
す。

退職者医療制度の趣旨をご
理解いただき、ご協力をお願
いします。
【対象となる方】退職者本人
おおよび被扶養者で、左表のす
べてにあてはまる方

【切り替え手続きに必要な
もの】国民健康保険被保険者
証、年金証書(年金受給が確
認できるもの)、認め印(世帯
主本人が申請するときは省略
できます)

対象になる方で、また切り
替えの手続きをしない方は、
は、保険年金課(市役所1階)
へ必ず届け出て下さい。切
り替え手続きが済むと、今ま
の医療費は、自己負担分と国
民健康保険を除き、被用者
保険からの拠出金で賄われて
います。拠出金により、間接
的に国民健康保険加入者の国
保料の負担軽減が図られるこ
とになり、また国民健康保険
の適正な財政運営につながり
ます。

国民年金保険料が
クレジットカード
で納付できます
クレジットカードでの納
付とは、国民年金保険料を
定期的にクレジットカード
会社が立て替え払いし、ク
レジットカード会社からカ
ード会員の方に請求する方
法です。ただし、過去の未
払い分の保険料については
利用できません。



保険料の納付方法は、「毎
月納付」や「6カ月前納」
、「1年前納」があります。
納付できる保険料は、「定額
保険料」や「付加保険料込
みの定額保険料」となりま
す(保険料の一部を免除さ
れている場合は、利用でき
ません)。なお、カード会社
への支払い回数は、1回払
いのみとなります。クレ
ジットカードでの納付を希
望する場合は「国民年金保
険料クレジットカード納付
申出書」の提出が必要とな
りますので、武蔵野年金事
務所へ申し出てください。
詳しくは同事務所 ☎04
22・56・1411へ。

退職者医療制度の適用対象となる方

退職被保険者(本人)	被扶養者
国保加入者	国保加入者
65歳未満の方	65歳未満の方
厚生年金、共済年金などの老齢年金を受けている方で、加入期間が20年以上、または40歳以降10年以上ある方	退職者本人と同じ世帯で、主に退職者本人の収入によって生活し、年間の収入が130万円(60歳以上の方や障害を持っている方は180万円)未満の配偶者(内縁関係を含む)、または三親等以内の親族の方

国民年金保険料が
クレジットカード
で納付できます
クレジットカードでの納
付とは、国民年金保険料を
定期的にクレジットカード
会社が立て替え払いし、ク
レジットカード会社からカ
ード会員の方に請求する方
法です。ただし、過去の未
払い分の保険料については
利用できません。

詳しくは同事務所 ☎04
22・56・1411へ。